

1. 食品1粒重量が0.1g以下及び粉末状食品の場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 (N)	サンプル抽出のため の B a g 数 (n)	採 取 量 (k g)	検体数*
≦ 280	3 2	} 1kg [1kg×1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]	2kg [1kg×2]	2
≧ 3,201	2 1 0 [7 0 × 3]	3kg [1kg×3]	3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (k g)	検体数*
≦ 50	2	1kg [0.5kg×2]	1
51 ~ 500	4 [2×2]	2kg [(0.5kg×2)×2]	2
≧ 501	6 [2×3]	3kg [(0.5kg×2)×3]	3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの（1又は2以外のもの）

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数*
≦ 50	2 [2×1]	} 1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 [3×1]		
501 ~ 3,200	6 [3×2]		
≧ 3,201	9 [3×3]		

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2. 食品1粒重量が0.1gを超える場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 (N)	サンプル抽出のため の B a g 数 (n)	採 取 量 (k g)	検体数 [*]
≤ 280	3 2	5kg [5kg×1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0	10kg [5kg×2] 15kg [5kg×3]	2 3
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]		
≥ 3,201	2 1 0 [7 0 × 3]		

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (k g)	検体数 [*]
≤ 50	2	5kg [2.5kg×2]	1
51 ~ 500	4 [2×2]	10kg [(2.5kg×2)×2]	2
≥ 501	6 [2×3]	15kg [(2.5kg×2)×3]	3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの（1又は2以外のもの）

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数 [*]
≤ 50	2 [2×1]	1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 [3×1]		
501 ~ 3,200	6 [3×2]		2
≥ 3,201	9 [3×3]		3

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。